

第2次 南九州市地域福祉計画

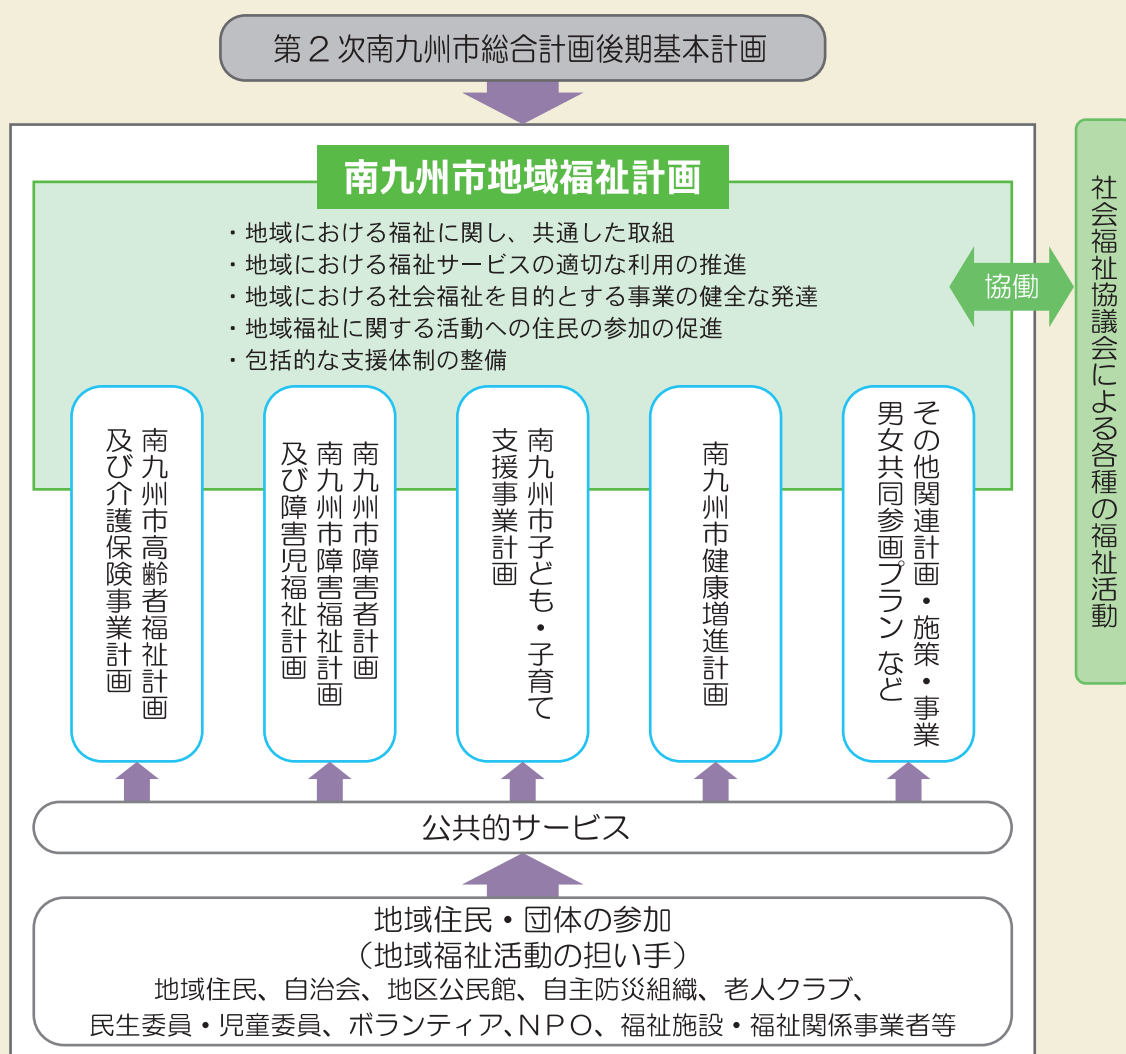
みんなで支え合いいきいきと健やかに暮らせるまちづくり

「地域福祉計画」とは、「地域の助け合いによる福祉」（地域福祉）を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。地域住民をはじめ、自治会、地区公民館、老人クラブ、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO、福祉関係団体・事業者、社会福祉協議会等と市がそれぞれの役割分担のもとで地域福祉の推進を目指します。

計画の位置づけ

本計画は社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画であり、同法第 4 条には「地域住民等は、相互に協力して、地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されていることから、本市の地域福祉を推進するため、市民、関係機関、福祉サービス事業者等と行政が一体となり、取り組む方向性を定めるものです。

また、本計画は、第 2 次南九州市総合計画における地域福祉の分野に関連する施策を具体化する計画であり、市の地域福祉を推進する基本計画としての性格を持ちます。高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、健康増進計画など保健、福祉に関わる様々な計画と横断的に関わり、福祉に関わる人材育成や地域の課題を解決する仕組みづくりを推進するものです。



計画の期間

本計画の期間は、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間とし、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行うものとしします。

計画の基本理念

みんなで支え合い いきいきと健やかに暮らせるまちづくり



本市における地域共生社会の実現を更に推進していくため、計画の基本理念を「みんなで支え合い いきいきと健やかに暮らせるまちづくり」とし、市民一人ひとりが福祉の受け手であり担い手であるという「地域での支え合い意識」を育て、思いやりと支え合いのもと、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを進めます。

計画の基本目標

1 互いに支え合う地域のコミュニティづくり

地域福祉を進めていくうえで、日ごろからのあいさつや声かけ等の近所づきあいが地域づくりの基礎になります。そのために、交流を通じた地域の関係づくりを進めます。地域で課題を抱え困難な状況に陥っている人の存在を発見し、市民一人ひとりが地域での人とのふれあい・つながりの重要性を再認識し、地域コミュニティを醸成する意識啓発を進めます。

2 支援が必要な人一人ひとりを支える仕組みづくり

福祉サービスを利用するうえで、身近に相談する人がいない、あるいは相談窓口まで行くことができないなど様々な状況があります。支援が必要な人を適切なサービスにつなげられるよう、地域住民、地域の諸団体、行政が協働し、身近なところで気軽に相談できる仕組みづくりを進めます。

そして、多様化する福祉ニーズに対応し、地域で暮らしていくために必要な福祉サービスの充実を図るとともに、支援が必要な人が利用できる仕組みを充実します。

3 安全安心に暮らし続けられる環境づくり

近年、誰もが住み慣れた家庭や地域で安全安心に暮らすことのできるまちづくりが求められています。地域で大規模な災害が起きた時、犯罪が起きた時など、行政の力だけでは十分な対応ができないことがあるうえ、これらの災害や犯罪はいつ起きるか想定ができません。このような中、いざという時に地域で支え合えるよう、個人や家庭で日頃から防災や防犯に対する意識や活動を高め、地域コミュニティの醸成を図り、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化や移動支援の充実を図り、誰でも暮らしやすい、やさしいまちづくりを推進します。

基本理念

みんなで支え合い いきいきと健やかに暮らせるまちづくり

基本目標

1 互いに支え合う地域のコミュニティづくり

基本施策

- 1-1 思いやりや福祉のこころを育む福祉教育
- 1-2 孤立を防ぐ活動の場と居場所づくり
- 1-3 地域の気軽なふれあいづくり
- 1-4 地域福祉の担い手の育成・強化

基本目標

2 支援が必要な人一人ひとりを支える仕組みづくり

基本施策

- 2-1 相談体制の充実
- 2-2 情報のプラットフォームづくり
- 2-3 福祉サービスの充実と権利擁護
- 2-4 福祉をつなぐネットワークの強化

基本目標

3 安全安心に暮らし続けられる環境づくり

基本施策

- 3-1 減災・防災体制の充実
- 3-2 地域での防犯体制の推進
- 3-3 暮らしやすい環境のまちづくり

基本目標 1

互いに支え合う地域のコミュニティづくり

1 思いやりや福祉のこころを育む福祉教育

- ①地域福祉に関する普及啓発
- ②学校等での福祉教育の推進
- ③モラルやマナー向上に向けた啓発活動

2 孤立を防ぐ活動の場と居場所づくり

- ①あいさつ・声かけ活動の推進
- ②自治会活動への支援
- ③見守り活動の推進
- ④気軽に利用できる新たな拠点の整備

3 地域の気軽なふれあいづくり

- ①地域における交流の充実
- ②福祉関係行事への参加促進
- ③地域における健康づくり活動の促進
- ④社会参加・生きがいづくりの推進

4 地域福祉の担い手の育成・強化

- ①地域福祉リーダーの育成
- ②人材や社会資源の発掘
- ③ボランティアの育成と資質向上
- ④ボランティア団体やNPO法人への支援
- ⑤次世代まちづくりリーダーの育成
- ⑥地域内連携への支援
- ⑦社会福祉法人やサービス提供事業者のボランティア活動の促進

基本目標 2

支援が必要な人一人ひとりを支える仕組みづくり

1 相談体制の充実

- ①相談窓口の周知
- ②身近な相談体制の充実
- ③相談員の資質向上

2 情報のプラットフォームづくり

- ①情報提供の充実
- ②情報アクセシビリティの向上
- ③地域における情報提供の推進
- ④情報の共有化と個人情報の保護

3 福祉サービスの充実と権利擁護

- ①生活困難者への自立支援
- ②福祉サービスの充実
- ③住民参加型在宅福祉サービスの促進
- ④福祉サービスの利用に向けた支援

4 福祉をつなぐネットワークの強化

- ①各種関係組織の連携に向けた支援
- ②地域の福祉課題を総合的に受け止める体制づくりの推進
- ③社会福祉協議会、民生委員・児童委員との連携強化

基本目標 3

安全安心に暮らし続けられる環境づくり

1 減災・防災体制の充実

- ①地域における減災・防災力の向上
- ②避難行動要支援者の把握
- ③福祉避難所の充実

2 地域での防犯体制の推進

- ①安心して生活できる地域づくりの推進
- ②地域防犯体制の充実

3 暮らしやすい環境のまちづくり

- ①ユニバーサルデザインのまちづくり
- ②移動手段の確保
- ③心のバリアフリーの推進
- ④情報のバリアフリー推進



地域福祉の推進に向けて

地域福祉とは

地域福祉の目的は、高齢、障がい、その他のさまざまな事情から福祉サービスを必要とするようになって、これまでつくりあげてきた家族、友人、知人との関係を保ち、文化やスポーツ、芸術、趣味などの社会的な活動に参加できることで、誰もが自分らしく、誇りをもって、まちの一員として普通の生活を送ることができるようになることです。

地域福祉を進めるためには、在宅での暮らしを支援するいろいろな地域福祉サービスを整備することに加え、家族や地域の人々の結びつきを深めるために助け合いや地域住民相互の社会的なつながりを自治会活動などにおいて盛んにすることや、道路、公園、商店街、住宅地域などを誰もが利用しやすいものとするなど、ことがとても大切です。

地域福祉の実現には、一部の福祉関係の専門機関だけでなく、地域住民やボランティア、まちづくりに取り組む市民の方々、福祉・保健・医療・介護、住宅、建設、商工業にたずさわるさまざまな専門家、団体の方々など、多くの人の協力が必要です。

★本計画における「自助・互助・共助・公助」の考え方

地域福祉を進めていくには「自助」「互助」「共助」「公助」の役割分担と適切な連携が必要です。本市でも、行政の福祉サービスや各種保険制度、住民の自治活動、ボランティアによる福祉活動NPO法人によるサービスなど、それぞれの圏域の中で様々な主体が活動しています。本計画における「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方は次のとおりとします。

分 類	定 義
自 助	自分の力で住み慣れた地域で暮らすために、介護予防活動に取り組んだり、健康維持のために検診（健診）を受けたり、病気のおそれがある際には受診を行うといった、自発的に生活課題を解決する力。
互 助	家族、友人、クラブ活動仲間など、個人的な関係性を持つ人間同士が助け合い、それぞれが抱える生活課題を、お互いが解決し合う力。また、それらの活動を発展させると、地域住民やNPO（非営利団体）などによる、ボランティア活動や、システム化された支援活動となる。
共 助	制度化された、相互扶助。社会保険制度、医療や年金、介護保険など。
公 助	自助・互助・共助でも支えることができない問題に対して、最終的に対応する制度。例えば、生活困窮に対する生活保護や、虐待問題に対する虐待防止法などが該当する。

地域共生社会の実現

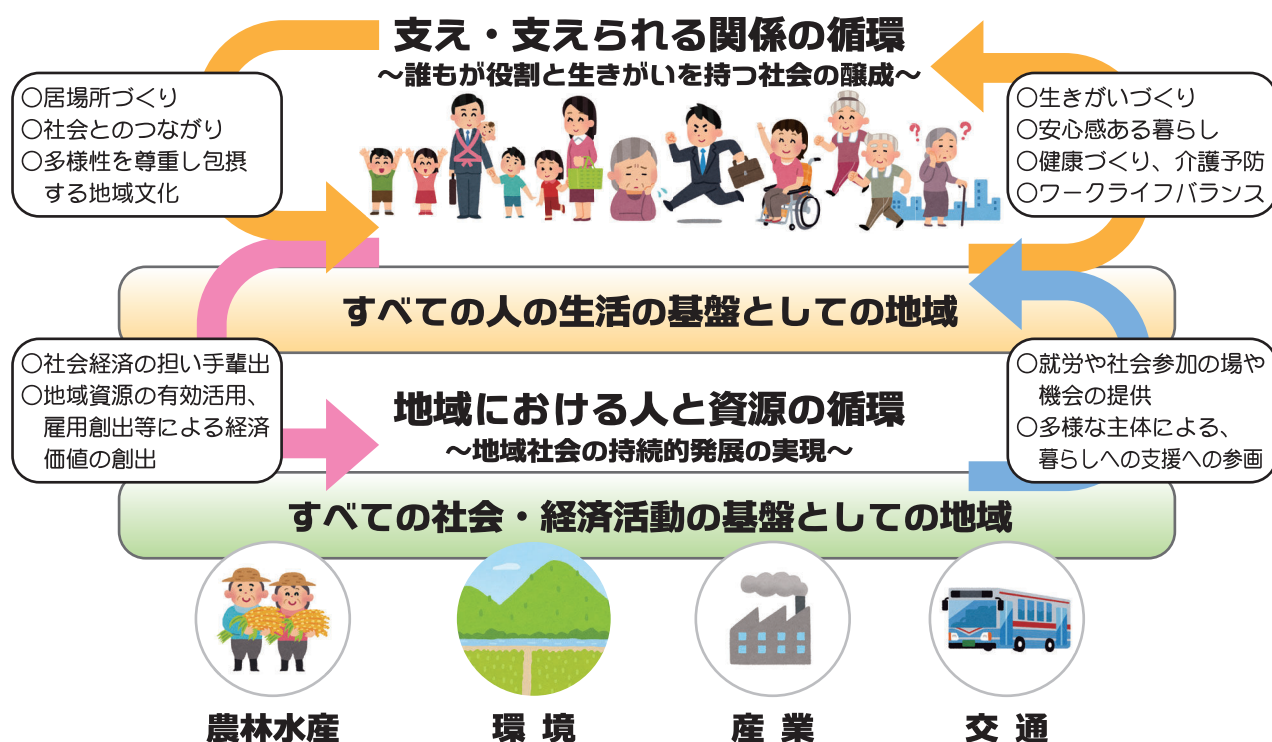
人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備を推進します。

地域共生社会の実現は、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的課題、制度の狭間など）の存在や社会的孤立・社会的排除への対応、また、地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、『公的支援』と『地域づくり』の仕組み、双方の転換を目指すものです。



地域共生社会とは・・・

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいいます。



計画の進行管理と評価

本計画の着実な推進を図るためには、計画がどこまで進んできたのか、進行管理を住民レベルでしっかりと行うことが必要です。また、地域福祉をめぐる社会環境や制度が目まぐるしく変化することも予想されるなかで、随時、推進事業の検証、見直しを柔軟に進めていくことも大切です。

1 担当部署による自己評価

各施策・事業について、各担当部署が自己評価を行いながら、計画に基づく実施に努めます。

2 住民参加による計画の進行管理

住民・関係機関・団体の参画による地区座談会を適宜開催し、計画の進捗状況等を確認するとともに、評価・見直しを行い、計画の推進を図ります。

3 住民の主体的な計画推進に向けた取組への支援

本計画に沿った住民活動の評価表の作成や計画の啓発活動など、住民の主体的な計画の推進に向けた取組を支援していきます。

4 行政と社会福祉協議会の連携

本計画の内容の進捗状況等を議題とする検討・意見交換の会議を、必要に応じて随時開催し、緊密に連携していきます。

お問い合わせ先

南九州市 福祉課

〒897-0215 鹿児島県南九州市川辺町平山3234番地

TEL.0993-56-1111

南九州市ホームページ

<https://www.city.minamikyushu.lg.jp/>



第2次南九州市地域福祉計画（概要版）
令和5年3月策定